

別表（第12条関係）

1 占用料

占用の目的	計算単位	計算単位当たりの占用料			摘要
		基準	1級	2級	
栈橋の設置	1平方メートル	年額	190円	145円	
管類の設置	1メートル	年額	65円	65円	外径が30センチメートルを超えるものについては、左の額に30センチメートルを超える外径が30センチメートルを増すまでごとに65円を加算する。
家屋類の設置	法第2条第5項第6号から第10号までに掲げる施設	年額	200円	155円	
	上記以外の家屋又は類似施設	年額	370円	320円	
電柱類の設置	鉄塔	年額	150円	150円	
	鉄柱又は電柱	年額	300円	300円	支柱及び支線はそれぞれ鉄柱又は電柱1本と、H柱は鉄柱又は電柱2本として計算する。
上空占用	電線類	年額	単線20円 複線40円	単線20円 複線40円	索道類は、複線として計算する。
	その他の工作物	年額	60円	60円	機械類は、行動範囲をもって平面積とする。
広告物類の設置	板面1平方メートル	年額	880円	685円	
機械類の設置	1平方メートル	年額	200円	155円	行動範囲をもって平面積とする。
きよ船渠	1平方メートル	年額	105円	85円	
貯木場	1平方メートル	年額	105円	85円	
養魚場又は養殖場	1平方メートル	年額	8円	8円	
通路橋	1平方メートル	年額	70円	55円	
係船杭又は浮標	1本	年額	230円	230円	
小舟の係留	1平方メートル	年額	105円	85円	
諸興行	1平方メートル	年額	200円	200円	
その他の工作物	1平方メートル	年額	155円	130円	

2 土砂採取料

種別	計算単位	計算単位当たりの土砂採取料	摘要
土	1立方メートル	75円	
砂	1立方メートル	90円	
かき込み砂利	1立方メートル	90円	
砂利	1立方メートル	120円	
栗石（径15センチメートル以内のもの）	1立方メートル	90円	
玉石（径15センチメートルを超えるもの）	1立方メートル	90円	
転石（控え30センチメートル以内のもの）	1個	20円	
転石（控え40センチメートル以内のもの）	1個	30円	
転石（控え60センチメートル以内のもの）	1個	45円	
転石（控え60センチメートルを超えるもの）	1個	60円	
特殊石	1立方メートル	3,000円	

- 備考 1 この表に定めるもの以外のものは、この表に定めるもののうち類似するものにより査定し、この表に定めるものにより難いものは、その都度知事が別に定める。
- 2 計算単位当たりの占用料の基準を年額で定めたもので、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 3 占用の面積、占用の延長又は採取の体積で、1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるもの又は1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数のあるものは、当該面積、延長若しくは体積又は端数をそれぞれ1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 4 1件の許可に係る占用料又は土砂採取料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
- 5 1件の許可に係る占用料又は土砂採取料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。